

第9回雇用・就労TF議事概要

1. 日 時：平成19年11月5日（月）11時5分～12時3分
2. 場 所：永田町合同庁舎1階 共用第3会議室
3. 項 目：「保育士資格について」
4. 出席者：【規制改革会議】八田主査、白石委員
【有識者】厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課 義本課長
【規制改革推進室】関参事官他
5. 議 事：

○八田主査 それでは「雇用・就労TF」の第9回会合を行いたいと思います。

今日は保育課の義本保育課長にお越しいただきました。

私どもの方から保育士の資格についての御質問を提出させていただいておりますので、これについて順に20分程度お話しさせていただいて、後は質疑応答ということでよろしく願います。

○義本保育課長 よろしく願います。5問いただいております、順次資料を用意しておりますので、それに沿いまして、御説明させていただきたいと思います。

問1はファクトということで、保育所数、有資格者数、それから保育所における有資格者の占める割合、最近のファクトの状況ということでございます。データも用意しておりますが、ご覧いただきますと、表1、表2、表3とあります、施設の数については22,848カ所、これは平成19年4月1日現在の数でございます。それから有資格者数ということで、826,808人。従事者のうちで有資格者の割合でございますが、ちょっと古いですが、認可保育所については、平成14年10月1日現在で90.8%、認可外につきましては、平成15年10月1日現在で62.3%となっております。

表2が「保育所数等の推移」でございます。平成15年からのプロットということでございます。数にしまして、毎年150カ所程度増加しているということでございます。資格の取得者数については、平成17年までのデータしかないですが、平成17年度48,701人で、1年で4万人強の資格者を新たに増やしているということでございます。

有資格者の数でございます。実は保育士については、平成15年に児童福祉法の改正をし、平成16年から国家資格とさせていただきまして、そのときに保育士の資格を取れば、登録をいただくという形になっています。その登録数が累計で増えてまいりまして、平成19年現在で826,808人となっているところでございます。

これは資料を入れておりませんが、養成の方法については2つの道がございまして、試験を取るか、後ほど出てきますけれども、2年以上の短大、あるいは大学、専門学校で、厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業いただくということでございますが、その数も年々増えてまいりまして、口頭で大変恐縮でございますが、平成15年現在の数で415カ所だったも

のが、平成 19 年で 544 カ所に増えております。

入学定員ベースで見ますと、平成 15 年で 36,103 人、これが平成 19 年で 51,270 人という形で 4 割以上の増になっているわけでございます。

表 3 に「保育士の需給について」という形で、確保の状況を出させていただいております。これも平成 17 年のデータでございますが、需要サイドとしましては、平成 17 年から平成 18 年の 1 年間に入所児童が増えた数に勘案しまして、どれだけの保育士が必要だということを算出しました。

プラス α の需要としましては、退職によりまして減る保育士の数という形で算出し、それが年間の取得者とどう関係あるかということでさせていただいております。一番下にございますように、1 年のベースで言いますと、平成 17 年については、保育士が増となる供給サイドが 48,701 人に対しまして、需要サイドが (A) と (B) と合せまして、37,578 人ということで、1 万人強の増になっております。

全体としては、必要な数の確保はできているのではないかと考えています。ここにはデータを載せていませんけれども、東京とか埼玉とか千葉県の県単位でベースを押さえましても、大体同じような形で年間の需要を供給が満たしております。勿論、パートタイムの保育士さんとか、あるいは途中で人数を確保するという点においては、若干難しいというケースもありますが、全体としての要請としては、確保できていると考えております。

問 2、取得の方法別の人員データということでございますが、取得のルートとしましては、先ほど申しましたように、養成施設を卒業するか、試験に合格するかという方法になります。試験については、その受験者と合格者、その率を記載しております。先ほど申しました平成 17 年度の 48,701 人の内訳としまして、指定養成施設のルートで卒業した人が 42,410 人、試験の合格者が 6,291 人となっております。

年度が違って恐縮ですが、試験全体の数で言いますと、参考にも挙げておりますが、受験者の申請数で 32,734 人のところ、合格者が 4,755 人で合格率が 14.5%。その内訳が短大卒、高卒、中卒ということで表わしてございます。

中卒、あるいは高卒については、ここにございますように、そもそも受験の申請がそれほど多くないということもありますが、合格者の数自身が 2%弱になっているということでございまして、後ほどまた御指摘いただきますが、受験者をどう拡大していくのかということが今後の課題だと思っているところでございます。

ちなみに、高卒、中卒の受験者については、3 年ないしは 5 年の実務経験を課しておりますが、例えば表中高卒の 163 人の実務経験をやる場所ということで見ますと、高卒の方については 9 割が保育所、中卒の方については 62 人のうちの大体 6 割強が保育所で、残りの 2 割強が児童養護施設とか、知的障害者の施設に通っているという状況でございます。

問 3、指定養成施設についての入所資格については、現在、高卒以上という形にしており

ます。その必要性ということについてのことでございます。

保育士につきましては、乳幼児をお預かりし、保育をするということで、その後の人間形成の基礎を培います。8時間以上の長時間接しているということですから、その知識とか素養については、義務監督する観点から入学資格については高校卒業という形にしているところでございます。これにつきまして、他の社会福祉系の資格と大体同じ、あるいは同等以上の形で設定しておりますので、特別保育士だけが高いという形になっていないと思っております。

資料としまして、他資格の養成施設の入学資格要件も出しておりますので、御参照いただければと思います。

問4、試験問題でございます。これは先ほどもお話がございましたが、受験の際に、高校卒業者、中学卒業者につきましては、実務経験をそれぞれ3年ないしは5年以上課しているところでございます。その実務経験の内容、それから実務経験の実態等についての見解については、先ほど申したとおりでございます。

もう一つは、その実務経験自身の機会が極めて限定的じゃないかということ。それが資格取得の機会の拡大につながっていないのではないかとこのところでございます。この点については、私どもとして、課題だと思っているところでございます。後ほどその問題については触れたいと思います。

そもそも撤廃すべきではないか。また、撤廃できないならば、ここにごさいますようなことについて考えられないかということで、具体的には子育て経験ということでございます。回答に書かせていただいておりますが、試験の受験資格については、私どもとしては、先ほど申しました観点から、2年の養成施設で就業した方とのバランスも考えまして、短大卒業程度としているところでございます。とは言いながらも、一方では有用な人材を確保するという観点から、高校卒業者で、指定施設に入っていない、短大卒業を必ずしもなさっていない方についても、全体のバランスを考えまして、短大の卒業生と修学期間の差、相当期間については、実務経験をする場合については、その期間を評価して資格を認めているという仕組みにしているところでございます。

実務経験につきましては、先ほど申しましたように、児童福祉施設の実務経験に限定しているため、その機会が非常に限定されていると思っております。この点に関しましては、実務経験を撤廃するとか、あるいは年限を短縮するという点については、短大卒業の資格としている関係上、難しいと思っておりますが、機会の拡大ということについては、私どもとしては検討していきたいと思っております。

この例に挙げさせていただきましたようなフルタイムの勤務をベースにしておりますが、ここはパートタイムの勤務も要件にカウントするとか、あるいは実務経験の対象にしまして、御指摘いただきましたようなもう少し幅広い形で子育て支援とか保育の関係の業務に就く場合については、その範囲として見直すことについても検討していきたいと思っております。

す。

ただ、子育て経験をカウントということにつきましては、これは自分の子どもを育てることと、他人のお子さんを預かるということとはなかなか観点が違いますし、子育て経験自身を一律に評価するというのはなかなか難しいので、ここはちょっと難しいと思っているところでございます。

最後の問5で、情熱を持った人材の就業促進の方策ということで、入門資格ということを考えてどうかということについての御提案をいただいております。それについての見解でございませう。

その前提としまして、保育の業務については、これは既に先生方御案内のとおり、小さいお子さんを預かるということで、命を預かっている機関でございませうし、誰でもできるという簡単な職種ではないということもありまして、回答の1に書かせていただいておりますように、その時期にふさわしい健全な発達をするということと、健康とか生命、情緒の安定ということをベースにしてございませう。

それから、幼稚園と同じように幼児教育を担っているということがございませう。こういう観点から、資格、あるいは養成の仕組みも専門性を確保する観点から設けられてございませうし、その教科、科目、試験につきましても、それに最低限の知識、技術を習得するという観点から設定させていただいております。

3に挙げてございませうように、近年は、特にいろんな課題が保育現場においてございませう。通常保育に加えまして、特別保育の問題、それから問題を抱える家庭への対応、障害児の受入れという問題が非常に多くございませうし、保育現場においてはそれに従事する方の資質、能力の高度化、あるいは専門性や実践性を高めていくということが課題になっているところでございませう。

資料3として、保育所の現状及び保育の質という資料を用意してございませう。それが現状でございませうが、1施設当たり平均2.6人程度の障害児等の受入れをしてございませう。最近においては、いわゆる身体障害だけではなくて、中度以上の方、または、いわゆるアスペルガーとか自閉症とか、軽度の発達障害の方も多数保育所に入っている現状がございませう。そういうお子さんに対応するための各専門機関との連携、受入れにおいての配慮について非常に大きな課題がございませう。

それから、右に書かせていただいておりますが、最近の利用者の状況としましては、ひとり親世帯が増えているとか、育児能力が低下しているとか、ここには書いてございませうませんが、小学校でモンスター・ペアレントと言われているような非常に対応が困難な御家庭の保護者への対応も課題になっているところでございませう。

そういうこともございませうし、この左下の方に書かせていただいておりますが、質の向上として現場の方で専門職としての知識、技能の向上とか、研修システムの確立ということが今出てきてございませう。

次のページでは、それを考えました場合、特に現場、あるいは養成施設等においては、家族援助とか障害児保育とか発達心理の学習の充実が必要だということもございますが、保育士の養成の年限にしましても、今の2年だけではなくて、むしろ学校と同じように四大の一種免許とか、あるいは大学院のレベルのような専修免許のような上級の資格を設けること、あるいは下の右にございますように、更に上級の資格を取るようなステップを考えるべきではないかという意見が多数を占めており、この辺の養成の在り方というのは今後の見直しの課題になっているところでございます。

さっきの資料に戻っていただきまして、そういうふうなことで言いますと、現場においては非常に専門力を高めるとというのが課題になっております。これは他の資格においても同じようにそういう問題が起こっております、社会福祉士とか介護福祉士の他の分野においても、養成過程の充実とか、国家試験をすべての課程に課すという形で強化する方向の見直しの流れになっております。

そういうことを考えますと、国家資格としての入門的な資格を設けるということについては、私どもとしてはその質の確保については適当でなく、むしろ質の低下につながる懸念も感じているところでございます。

ちなみに他の資格でも社会福祉系においては、入門資格を設けている例はございません。看護師については准看護師というのがございましたが、これは廃止する方向になっておりますし、むしろ四大とか専門職の資格を設けるという方向になっているところでございます。4に書いておりますが、この間の問題意識としては、むしろ資格を持っていない方自身が保育に従事する機会を拡大する必要があるというところから出発していると思っております。

この点について私どもとしても考えないといけないと思っております。これは入門資格を設けるというよりも、むしろ保育所のみならず、家庭的保育、いわゆる保育ママという在宅の保育とか、子育て支援の拠点という多様な保育サービスとか子育て支援のサービスを拡大することによって、そうした分野での仕事の機会を増やしていく、そういう仕事の機会を積んだ上で保育士の実践力を高めていただいて、保育士の資格を取得するキャリアパスを広げていくことが課題だと思っております。

この家庭的保育とか多様な保育の問題については、少子化の関係の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議でも御議論いただいているところでございます。

その辺の資料につきましては、この資料3の3枚目、4枚目として出させていただいております。「骨太方針2007」とか、重点戦略検討会議の中間報告でも今言ったような視点が盛り込まれておりますし、その次はポンチ絵ということで書かせていただいておりますが、保育所保育以外の保育ママとか、地域それぞれにおいて「基本的なメニューの面的な展開」と書いてありますが、②にありますような「地域子育て支援の拠点」、親子で集う場を設けることや、「一時預かり」をするというものを地域地域で増やしていく。あるいは真ん中にございますような、在宅保育のサービスの充実。制度化についても、今後考えていかなければいけないと思っております。

そういう点で私どもとしては、就業の機会を確立するという点についても検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○八田主査 どうもありがとうございました。非常に積極的に受けていただいたのは、実務経験の対象として施設を広げること、要するに保育所以外にも対象を広げるということ、あるいは機会の拡大をするということについて積極的に対応していただきまして、どうもありがとうございました。

ほかについて一つずつ伺っていきたくと思いますが、問1の確保の状況に関してですが、御説明いただいた表3では、需要として「入所児童数」と書いてありますが、東京などの場合には待機児童者数も入れる必要があると思うんです。そうした場合の過不足はどうなるのでしょうか。

○義本保育課長 1年間だけではなくて、毎年毎年保育士が4万人以上やってきます。その累計を考えないといけません、東京都の場合ですが、平成19年の数字で大体4,500人くらいでございます。

○八田主査 待機児童ですね。

○義本保育課長 全国状況で言うと大体18,000人くらいの待機児童がいるという状況です。ですから、単年度で考えますと、保育士は全国状況で大体11,000人くらいのプラスになっていますので、十分吸収できる数はいると思います。ですから、恐らく資格を習得するという問題もそうですが、実際上就職する人がどれだけいるかどうかとか、そういう問題もカウントしないといけないと思っています。

特に保育所だけではなくて、最近の傾向としまして、幼稚園の二種免許と保育士の資格を両方取れるコースを設けておられます。そこで大体9割くらい取っておられます。半分くらいが保育所や幼稚園で、2割程度がほかの業種でございまして、それぞれの時期によって違いますけれども、待遇の問題とか処遇の問題も多分あると思っております。

ですから、そこは全体の問題としては、そういう資格の数を確保すると同時に、処遇を改善することも必要です。

○八田主査 今おっしゃったのは、供給の面だと思いますが、先ほど県ベースでも大体この数字が当てはまるとおっしゃっていますが、東京について、入所児童者数のところに待機児童も足した数字を次回に御提出いただければと思います。

○白石委員 先日、東京都の方にヒアリングしたら、数字の上では5,000とおっしゃったんですが実質待機児童にカウントされない人もいて、潜在的なニーズとかを含めると7,500とおっしゃっていました。

○義本保育課長 東京の保育士についての数字もありますが、平成17年の数字では、単年度で見ると大体差し引きプラスが3,200弱くらいです。ただ結局その分が進んでいくという部分の評価と、1年間の待機児童の数をどう評価するかという問題になります。

- 八田主査 後ほど文書でよろしくお願ひいたします。あと、この問1について、白石委員の方から何かございますか。
- 白石委員 先ほど子育て経験を一律に評価することはできないとおっしゃったのですが。
- 八田主査 それは問幾つですか。
- 白石委員 問4です。多分私の子育て経験などは評価するマイナス無限大くらいかもしれませんが、子育て経験を一律に評価できないのであれば、学歴と保育を提供する資質との相関関係というのは、午前中でも出た話なのですが、どういうふうに評価していらっしゃるのでしょうか。中卒とかだと実務経験が5年というふうに、子育て経験が評価されないのであれば、学歴さえあれば、ちゃんと学校さえ出ていれば、保育士としての質が担保されているとお考えになるのでしょうか。逆はまた真なりで、学校を出ていても、保育士の資質がない人というのはいらっしゃいますね。
- 義本保育課長 難しいところですが、自分のお子さんを子育てするということと、他人のお子さんを預かって保育するということはちょっと観点が違うものですから、白石委員のように立派なお母さんもおられれば、虐待などがあつたりするケースもありますから、そこは評価するというのは技術的に難しいかなということを書かせていただいております。
- それから、繰り返しになりますが、基本的な制度設計の考え方としては、メインのルートとしては、高校を卒業し、2年の養成課程を修了して保育士の資格を取るということをベースにしています。ですから、その均衡上試験の受験資格も一応短大卒業程度という形にしておりますので、その設計から実務経験の2年ないし5年を示しているということになっております。
- 白石委員 年限の差というのは何ですか。2年ないし5年というのは。
- 義本保育課長 短大卒業程度ということを一つの受験ベースにしておりますので、それを積み上げれば大体高校3年と短大の期間2年という形で5年という設計です。
- 白石委員 ということは、課長の頭の中には学歴要件と保育士の資質としての要件が非常に密接に関連して、中学を卒業した人であれば高校3年、短大2年、この5年間を経験しないと保育士の質が担保できないとお考えなのでしょうか。
- 義本保育課長 基本的には今の試験の仕組み、または養成の課程としては、さっき申し上げましたように短大卒をベースにしているということです。
- 白石委員 高校で学ぶ3年間の学問が保育士の質にどう関連するかなどは全くわからないわけですね。なぜ高校の分の3年というのがそこにカウントされているのですか。子育てを通していろんな経験をして、自分の子どもであっても、いろんな人間関係を形成したりすることとかを学んでいらっしゃる方が、短大を出たてのペーパーの保育士よりもずっと上回っているかもしれないですよ。
- 八田主査 保育ママは、自分の子どもだけではなくて、ほかの子も預かりますね。
- 義本保育課長 保育ママは、基本的には自治体の施設によって若干違いますが、基本的には研修を積んでいただくとかがあつて、他人のお子さんは預かります。それは実務経験にカウ

ントする余地はあると思うのです。しかし、ここで言っているのは自分のお子さんの子育て経験ということですから、そこはなかなかカウントは難しいという整理ですね。

- 八田主査 大検というのがありますね。高校へ行かなくても試験を受けたら、例えば経済学で言えば今、東大の経済学部教授の柳川さんというのは大検で大学へ行った人ですが、そういう立派な人はいっぱいいますね。提案している保育士資格制度でも養成施設に行かなかった人は試験を受けるわけです。養成施設を出ない場合には試験を受けるということで、高卒の代わりである大検の試験みたいなもので、それを受けるならば、高校、短大に行かなかったことの代わりになるではないかというわけです。

問題はむしろ養成施設を受けた人がはなはだ大きな問題を抱えていることです。全く経験がなくて、実際に養成施設を出て働いてみると、これは自分の考えていた仕事全く違った、適性がないというのが辞める人が非常に多いというのは御承知のとおりですね。そんなことならば、養成施設を出たのと匹敵するような試験の受験に不必要な要件を置かず済むのではないかと思うんです。

- 義本保育課長 大検の場合、高校卒業程度かどうかと認定するというですから、そこは試験で一応測れる話ですが、保育士の試験の場合については、勿論、教養とか一般の問題もそうですが、それに匹敵するだけの知識とか技能をどれだけ身に付けるかというのがベースになっていますので、その関係上実務経験を課しているという形にしているわけでございます。そういう思想です。

あと、八田主査がおっしゃった養成施設自身が卒業生の資質の問題、勿論、4週間以上の教育実習ということを経験に課していますから、そこで学ぶということがありますが、仕上がり部分の資質がどれだけあるのかということについては、今後試験の在り方とか養成の課程についての議論はあると思っています。

- 白石委員 試験を入れるということと、経験をしてその知識を活用することは私は全然別だと思っております。

専門養成機関を出られた方が4週間程度の実習で自分の子どもも産まない。他人の子ども見ないで4週間の実習で済むというのであれば、例えば中卒とか高校中退者についても、初歩的な実習、4週間のみで現場に出られるとされたらいかがなんでしょうか。

- 八田主査 勿論、試験を受けるということが前提ですね。
- 白石委員 はい。
- 義本保育課長 それは問5の話ですか。
- 白石委員 問4の話です。試験をきちんとやっているわけですから。
- 八田主査 普通の養成機関を出た人と同じ程度の4週間の実習をすればどうですか。
- 義本保育課長 それは試験の思想をどうするかという問題と密接に絡む話だと思っております。そこは試験全体をどうとらえるかという問題の中で考えないといけない課題だと思います。ただ、現状をベースにした上で、どう考えるかと言えば、先ほど申しましたように、短大卒業程度をベースにしていますから、その均衡上これをつくっているという形になってい

ます。

ですから、さっき申しましたように、ほかの例えば介護福祉士とか、社会福祉士の分野のように、全体に試験を課すとか、もう少し実習とか実務的なものをどうするか、インターンシップとかの問題を議論する方もいらっしゃいます。それはそれで考えないといけない話だと思いますが、この問題に限って、どう整理するかということであれば、現状はご説明したような形になっているということだと思います。すぐに撤廃とか短縮というのはなかなか難しいと思います。

○八田主査 でも、なるべく有能な人たちを多く保育士にするには、チャンスを広げた方がいいと思います。養成施設に行かないで資格試験に合格した人に対しても、養成施設の人と同じだけの実習期間を設けるということならば、資格試験に対して大検で高卒と認定するのと似た考え方ができるのではないのでしょうか。勿論、保育士になってからの競争、あるいはそこでの修行ということが一番重要なことだと思いますが、少なくともエントリーではそういうふうにしていくということです。

○義本保育課長 現場においては、若い保育士さんが、その資質能力の話プラス α 、難しい親への対応ということで、燃え尽きてしまうというケースもあります。ですから、そういう面での問題も考えないといけないということがあります。

○白石委員 保育現場にいらっしゃる年代層とか、役職による適材適所というのを考えていくべきだと思うのです。お聞きになっていらっしゃると思うのですが、これからある民間事業者の方が働きかけて、専門保育士という資格を設立したいと大学院の養成課程をつくって、より高度化したいというお話もある中で、ベースに基礎知識があって、普通の子どもを見られる。モンスター・ペアレントとか障害児とか特別支援を要するようなお子さんには専門保育士が当たるといような、現場から見ても適材適所でより効率的な人材配置があって当然だと思うのです。

そのときに、うちは准保育士みたいなものが何名います。その代わりお子さん当たりの人数配置は単位よりも多いですが、資格として正保育士ではありませんよと情報開示をすればいいわけで、そこを選んで行くか行かないかは利用者の自由ですね。なぜ入口論のところで研修をしないとちゃんとした能力が向上しないとかお決めになるのか、その合理性が全然見出せないのです。

○義本保育課長 現場の声としてそういう研修の必要性とか、そういう話が出ているわけがあります。

○八田主査 我々が聞いたところでは、養成施設を出た人たちが実際の経験を持っていないという声は数多く聞いています。

それから、養成施設で教えている内容が実に役に立たないことを含んでいる。介護保険だとか年金だとか、例えば社会保障制度と称してまったく不要なことを教えている。試験の中にもそういうのが出てくる。そういうことも聞いています。

基本的には義本保育課長がおっしゃったようなお母さんにどう対処しようかというのは、

それぞれの保育所が考えればいいことで、どういう人を雇うかというのは、今、白石委員がおっしゃったように、現場で考えればいい。少なくともエントリーのレベルでは、子育て経験のある人がいたら助かるという人が現場に実際にいるわけです。現場の保育所の方でそうおっしゃる方がいるわけですから、お母さんたちにはチャンスを広げてあげからどうですか。

○白石委員 保育士として必要な項目というのは、養成校と施設側が答えていますね。実際働いている保育士、経験を持った保育士が「あなたが勉強してきたことと、今のニーズを考えたときにどんな学問分野が不足しているか」という答えではないです。これが果たして、発達心理とか家族援助とか障害児教育というのが必要だから、専門的な資格が必要で短大卒以上でなければいけないという根拠にはならないと思うんです。

○義本保育課長 施設側といっても、これは主任保育士さんとか資格を持った園長先生が現場の実態を考えていますので、単に経営サイドの話というものではありません。

○白石委員 保育士が答えているのとは違いますね。これはマネージメント側ですね。

○義本保育課長 もう一つは、今、委員がご覧いただいた資料は、全国保育士会の調査ですから、キャリアアップとか研修を強化しないといけないとか、専門的な知識を増やさないといいけないということについては経営サイド、あるいは現場の保育士の一致した意見でございます。

○八田主査 それはわかります。大学卒レベルの専門的な上級資格というのも勿論必要で、それは当然認めますが、それ以外の普通の保育士のところでチャンスを与えてあげるというのはどうですか。

○義本保育課長 八田主査から御指摘いただいたように、養成課程のカリキュラムの内容とか、実践力も付けなきゃいけないという課題があるのは私ども認識しています。そこはそれで強化しないといけないと思っています。そういう専門性の強化については、これからの課題だと思っていますし、養成の在り方の見直しした平成平成 13 年以降、特にまだ進めていませんので、ここは課題だと思っています。

ただ、その話とここで言うところの実務経験の問題とはちょっと次元の違う話かなと思っています。

○八田主査 このタスクフォースの目的は、今までこういう資格を得るチャンスがない人たちになるべく再チャレンジのチャンスを与えようということなのです。

○義本保育課長 さっき申し上げましたように、いろんな働ける場、勿論、保育所でも今でも 1 割弱くらいの人については、補助的な形で入っておられるケースはありますが、そういう機会を拡充していくことは課題だと考えています。

○八田主査 資格は何ですか。

○義本保育課長 いわゆる補助という形です。

○八田主査 全く資格はないのですか。

○義本保育課長 はい。保育所で保育に携わるのではなくて、いわゆる補助的な業務をしてお

られるという方です。

○八田主査 衛生に関しても研修は一切やっていないと。

○義本保育課長 はい。

○八田主査 それはちょっと危ないのではないですか

○義本保育課長 あくまで補助的ということですから、保育士の指導監督の下においてお手伝いをするということですから、実際上の子どもの保育に直接携わるといことはしていません。

○八田主査 子どもにはさわらないのですか。

○義本保育課長 はい。

もう一つは、さっき申しましたように、保育所における保育だけではなくて、在宅保育とか子育ての拠点というところで働く機会をこれから増やしていく必要があります。そういう中においてむしろ経験を積んでいただいて、そういう経験は実務経験に多分カウントしないといけないと思いますけれども、試験を受けていただいて、資格を取って、保育士になるとか、保育所に勤務するというルートをつくっていくことになります。

○白石委員 それはやり方の問題だと思うのです。午前中は義本保育課長、まず質の議論と同様に、これから拡大するパイに対応するために量的な教育も必要であると明確におっしゃって、集いの広場事業も4,000から1万にしていくし、保育ママという家庭での預かり事業なども総合的に検討するとおっしゃっていたと思いますが、そうであれば、今のニーズと、パイが充実してきたときの保育士のニーズは全然需給構造が変わってきますね。まず、入口論のところ、相当高度な資格を取れないと働かないとすれば増えてこないですし、准保育士というような非常にハードルの低い資格を取ってそこで実務を少し積めば正式な保育士になれるような手立てもあるのではないのでしょうか。

○義本保育課長 逆にそこは安上がりの保育につながっていく恐れが思います。

○白石委員 安上がりの保育というのはどういうことですか。

○義本保育課長 資格のない方が、実際上保育に携わるといことになりませんが、我々としては、今の資格の基準というのは決して高いものではなくて、最低限だと思っています。

○八田主査 教育内容などは聞けば聞くほどめちゃくちゃです。実際に現場の方から聞くと、衛生と栄養に関しては非常に重要だからきちんとした教育をする必要があるが、それが済んだら現場に出るべきだと言われる。子どもの扱い方とかそういうことは本当に現場でうまい人、へたな人はあるし、現場でいろいろな修行を積んでもらう。少なくとも1年くらいはかかるだろう。ところが、今は全く余計な内容を多く教えているという指摘が多いです。

○義本保育課長 さっき申し上げましたが、養成のカリキュラムとか中身については見直しというのは課題になってくると思っています。その議論と入門的な資格を設けるといのは別だと私は思っています。基本的には、ほかの資格の流れから考えましても、入門資格を設けている例はないと思います。

○八田主査 そんなことはどうでもいいですよ。保育に必要なかどうかです。短大卒以上の年齢

の人というふうに、勿論年齢の制限は設けてもいいと思いますよ。中学のときに子どもを育ててその後すぐでも良いだろうというふうにはいかないと思います。しかし、ちゃんと試験を受けて通り、かつ研修を受けた子育て経験者に准保育士として働いてもらおうということです。実質的に経験のある人が働くということは、学校を出たばかりで何の経験もないという人よりよほど安心なんじゃないかと思います。

○義本保育課長 これは結局新しい資格を創設するという問題よりも、主査から御指摘いただきましたように、養成の在り方とかカリキュラムをどう充実させていくかの問題だと思います。

○八田主査 それとは別なんじゃないですか。高校中退の人だけれども、子育て経験はある。しかも、ちゃんとやる気が備わって、衛生とか栄養については必要ならば3か月とか半年の教育課程を受けてもいいという人に関して限られた形での新しい資格を設けることはどうでしょうかということなんです。

○義本保育課長 基本的には保育士という資格は今の養成課程で実際の現場で保育に携わるといふものとして今の資格制度を設けているわけです。ただでさえ先ほど申しましたように、現場の課題が多いわけですので、研修を積んでいくという期間も増やさなければいけないと思っております。ただ、そういう問題として新しい資格を導入するということとは次元が違う話だと思います。

○白石委員 現場での課題が多いこと、イコール学校で勉強しなければいけないことにつながるんですか。どうしてOJTではだめなのでしょう。

○義本保育課長 そこはむしろ今後の課題として現場と養成施設自身をもっと連携して、例えばインターンシップをもっと長期にするとか、そういう形で、より実践力を高めていく取り組みをしないといけないと思います。そういう方向での養成の在り方の見直し、カリキュラムの見直しをしないといけないという課題だと思います。

その話と、ここにお書きになったような実務経験の撤廃とか子育ての経験をカウントするとか、入門資格を設けるという話とは別だと思います。

○八田主査 問4の最後の部分ですが、先ほどおっしゃったことでは、子育て経験者だからと言って、実務経験としてはみなさないというのは、基本的には、自分の子どもを育てたことと、ほかの子どもを育てることは違うからだと、そういうことですね。

○義本保育課長 結局、他人のお子さんをお預りすることと、自分のお子さんを育てるということはやはりちょっと違う次元だと思います。

○八田主査 違うから、全くそういう経験がなくても学校を卒業した人の方がいいだろうということですね。子どもを扱うこととしては。

○義本保育課長 いいだろうという話ではなくて、ここでの問は、実務経験に自分のお子さんの子育て経験をカウントするかどうかという話だと思っております。

○八田主査 そうです。

○義本保育課長 ですから、ここはこっちの方がいいだろうという議論ではなくて、技術的に

一律に評価することはなかなか難しいというお答えをしております。

○八田主査 実務経験としてのときに、本当にお互いに助け合うような保育ママの経験したお母さんであれば、話は別ですか。

○義本保育課長 保育ママというのは、勝手にやっているわけではなくて、例えば、国でも制度がありますし、東京都の区内でありますけれども、原則御自分の御自宅で、資格を持っている方を原則としています。

○八田主査 どういう資格ですか。

○義本保育課長 保育士ないしは看護師です。また、自治体によっては、一定の研修を積んだ方について補助員となれるケースもあります。そういう方が、他人のお子さんをお預りして面倒を見ている、それで市町村がママさんと認定して始めてスタートできるものです。そして、その認定をする前提としては、研修を積んでいただくとか、あるいは現認研修と言いまして、やりながらも研修しています。あるいは1人の目しかありませんので、支援員という方が循環して相談に応じるという形にしております。ですから、それは逆に言うと、実務経験にカウントする余地はあると思っています。

○白石委員 お伺いの仕方を変えたいのですが、その実務経験とおっしゃるんですが、では、もしも、私が中学を卒業して試験を通過して実務経験を積むためにどこかに行きたいとします。今その受入れ可能性というのはどれぐらいありますか。児童福祉施設などで、その実務経験2年ないし5年、それを受け入れてくれるキャパシティとか実現可能性というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○義本保育課長 そういう情報提供やコーディネートする仕組みがあるかという点、そこが課題だと思います。

○白石委員 ないですね。だったら、実務経験を積もうにも行けないじゃないですか。

○義本保育課長 ですから、実務経験の機会を拡充するといったことについては、もうちょっと情報体制を整備するという課題はあると思います。

○八田主査 こういふことはできませんか。例えば、中卒を含めて実務経験は（実際は高校中退が多いと思いますけれども）、5年ではなくて、1年ということで統一してしまう。ただし、資格を得る年齢を短大卒業程度以上にすることにしてはどうでしょうか。年齢をそろえるということは意味があると思います。普通の保育士養成施設を出るよりも早くなってしまうのは困るというのはあると思いますけれども、そこだけ整備したら、例えばあと実務経験を1年とするというのはどうでしょうか。

○義本保育課長 結局、その期間をどういうふうにかウントするかとかというふうな話だと思います。

○白石委員 だから、おっしゃるように、入口のところでいろいろ条件を付けても、選ぶのは利用者ということですね。その保育士さんがいいかどうかというのは、ユーザー側がきちんと選ばばいいわけですね。クラス替えのときに、「はい、担任何々先生」でどんよりというケースと、「何々先生」でわあっとなるケースと、その一瞬で保育士の質とお母さん受け

というのは決まるんですね。だから、どういう資格制度、どんな人であったとしても、きちんとその人の第三者評価を組み込んで、この人は立派に保育士として働いているという評価を組み込めば入口論はどうあってもいいと思うんですよ。

- 義本保育課長 個々の保育士の評価というところでは多分入っていないですね。
- 白石委員 だから、それは 100%ということではないですよ。きちんと査定の中にそういう制度を組み込んであれば、その人が高校中退で実務経験 1 年を経て入ってきているか、それとも、専門大学院をお出になっているかというのは、全く日常の保育の中には関係がないわけでしょう。要するに、適材適所でどういう事態に対してどんな人材が対応していくかというのがあればいいわけで、すべて一律に、短大以上出て、きちんとした 4 週間の実務を組み込んでくる人だけでなくでもいいはずだと思いますよ。
- 義本保育課長 この実務経験のカウントの問題については、試験とか資格養成制度全体の制度設計をどうするかという問題と多分リンクする話なものですから、一律に例えば、2 年に統一するとかということは、その話だけでなかなかちょっと難しいと思います。
- 白石委員 では、資格制度全体のお話については、いつぐらいまでに検討し、見解を出していただけるのですか。
- 義本保育課長 さっきもお話がありましたけれども、特に期限を切っていつまでというのはなかなか難しいと思います。課題だというふうに認識しておりまして、近い将来それは検討に着手しないといけないと思いますが、ただ、いつまでに結論を出してということについては、行政の側の話、利用者の問題、それから施設サイドの話と非常に絡む話でございますし、非常に影響が大きいわけなものですから、なかなか出口のことをまず設定して、ここまでにということはかなり難しいと思います。
- 白石委員 だから、現状のカリキュラムでも、今の特別支援を要するお子さんの増加とかモンスター・ペアレントに対応できていないと現状認識はおありなわけですね。そうであるのであれば、早急に対応するというのが役所としての私は責務だと思いますが。
- 義本保育課長 ただ、いつまでに結論を出してということについては、今、軽々にお答えできません。
- 白石委員 聞き方を変えまして、いつぐらいからその検討に着手される心積りがございますか。これだけ重大な課題を放置してこのまま 5 年とか 10 年というのは行くわけではないと思いますので、いつぐらいを目途に検討を着手されるのでしょうか。
- 義本保育課長 結局、いろいろな方の考え方もありますし、それから、一応こういう課題があるということについては、重点戦略検討会議でも議論があったわけなので、そこは資格とか養成の在り方についての見直しについては、やらないといけないと思っています。
ただ、今の時点において、来年からすぐにとか、そういうことについてはお答えできませんし、まだ時期ではないと思っています。
- 八田主査 自治体によっては、保育ママになるための資格が、一定の研修を受けなければいけないというふうにおっしゃったけれども、その実態について、資料を提出していただい

すでしょうか。

- 義本保育課長 わかりました。八田主査、実はこれは自治体の独自の制度でつくっているケースが多いので、かなり自治体によって違います。
- 八田主査 そうでしょうね。それをいろいろと教えていただけますか。
- 義本保育課長 看護師や保育士に限定しているところもあれば、あるいは江戸川区のように、3分の1ぐらいについては、研修ルートで入ってくるケースもあります。
- 八田主査 別途文書でよろしく願いいたします。
- 白石委員 今日の話題とはちょっとずれますけれども、平成16年から都道府県別の試験から全国統一の試験に保育士資格が変わっていますね。これはなぜ全国統一に変えられたんですか。
- 義本保育課長 国家資格にしたからです。
- 白石委員 社団法人全国保育士養成協議会というのはどこが集まった社団なんですか。
- 義本保育課長 保育士の養成施設の全国組織です。
- 白石委員 それは専門学校とか短大とかの集まりということですか。
- 義本保育課長 四年制大学、短大、専門学校、つまり、指定養成施設の全国組織です。
- 八田主査 そこには厚労省からは天下っていないということですか。
- 義本保育課長 天下りというか、基本的にはプロパー職員です。
- 八田主査 専務理事はどうですか。
- 義本保育課長 ないです。
- 八田主査 私の方から最後に1つ質問ですが、例えば、高校中退でもって保育士になるときに、まず試験を受けるために、5年の経験が要るわけですか。それとも、試験は受かっておいて、それから5年の経験を積みばなれるわけですか。
- 義本保育課長 受験の資格として、実務経験を課しています。
- 八田主査 これを逆にしたらどうでしょうか。受験すること自体は、そういうことがなくて、そして、あと経験を何年にするかは別として積みば、実際に資格が取れる、そういうことにすると、施設としては非常に信用して雇いたくなりますよね。実務経験を積みやすくなりますね。
- 義本保育課長 でも、それでは試験の性格も変わってきます。
- 八田主査 とにかく試験ですから。
- 義本保育課長 あともう一つは、今の制度全体の設計としては、さっき申しあげましたように、短大卒相当の方について、受験資格を認めているという世界になっています。
- 八田主査 それが人々の再チャレンジのチャンスを非常に小さくしているのではないかとことです。だから、お母さんが高校中退だけでも、勉強して試験を受ける、そして受かった場合には、もし子育ての経験をカウントしてもらえないとしても、どこかの保育所で働いてちゃんとした経験としてカウントしてもらおう、そういうオプションも与えていいんじゃないですか。そうすると、施設としては非常に雇いやすくて、実務経験を積みやすいだろ

うと思うんです。

○義本保育課長 基本的に今の試験というのは、実務経験をするということを前提にしてつくっていますので、試験制度全体の見直しに関連してくると思いますので、にわかにはいとはなかなか申し上げられません。

○八田主査 御検討いただければと思います。

○義本保育課長 これはなかなか難しいです。

○白石委員 これは確認ですけれども、要するに、実務経験2年ないし5年で入っている人は、合計高卒相当、中卒相当と合せて3.4%という理解で間違いはないですか。

要するに、2年ないし5年の養成期間を受け入れてくれるところと情報提供がさっきすぐ進んでいないというお話だったんですけれども、レアケースというのはここの数字に出ているという理解なのか。

○義本保育課長 1.8と1.6の数字ですか。

○白石委員 これに合致するわけですね。

○義本保育課長 そうです。

○白石委員 非常にレアですね。

○八田主査 ほかにないですか。

それでは、どうもお忙しいところお越しくささいまして、どうもありがとうございました。

以 上